



日本国公認会計士 金澤 厚



第55回 タイ国 ビジネス事例 アトランダム ④ IFRS

2017 年が明けました。本年の話題としては、トランプ新大統領の政策や FRB の金融政策の行方、英国の EU 離脱交渉開始、欧州の選挙ラッシュなどでしょうか。米国の金融政策の行方によってはタイパーツ相場にも大きな影響が及ぶ可能性があるかもしれません。トランプ新大統領は就任当日に NAFTA 再交渉に言及しました。これは世界の産業政策に非常に大きな影響を及ぼすでしょう。この結果、ASEAN 諸国にどのような影響が及ぶのか、注視していかなければなりません。

また、アジアでは中国の一手一投足に注目しなければなりません。人民元相場、株式相場、外貨準備動向など金融市場の動向のほか、GDP 成長率、南シナ海の動向からも目が離せません。

タイにとってはどのような年になるでしょうか。2017 年は、新国王と共に新たな経済のステージに向かうかどうかターニングポイントとなる年のように思われます。

給与所得は堅調に伸びているかと思われまますので、個人消費は安定的な伸びが期待されます。一方、海外からの投資が堅調に推移し、高付加価値産業が浮上して来るかどうか今後のタイの産業の発展に影響すると思われまます。

2017 年が良い 1 年であるようお祈り申し上げます。本年もよろしくお願い致します。

(IFRS を取り巻く状況)

さて、今回から IFRS(「国際会計基準」)についてご説明したいと思います。

日本では、2010 年 3 月 31 日終了する会計期間から IFRS の任意適用が開始されました。上場会社が日本には約 3,500 社ありますが、任意適用開始後 2010 年 12 月末時点での任意適用会社はたった 3 社から日本の IFRS はスタートしました。

ところが、2016 年 12 月末時点では、IFRS 適用済みの会社が 101 社、IFRS 適用を決定した旨公表した会社が 27 社、合計 128 社となっており、年々増加しています(東証公表データ)。

また、金融庁は「国際会計基準をめぐる最近の状況」を公表しており、2016 年 7 月 15 日時点の業種別の IFRS 適用状況は以下の通りです。(時価総額割合が高い上位 6 業種)

業種	医薬品	卸売業	石油石炭製品	食料品	精密機器	情報通信
企業数(導入企業数/上場企業数)	10/62 社	8/339 社	1/13 社	4/134 社	3/51 社	11/394 社
導入企業の例	武田薬品 アステラス 小野薬品 中外製薬 第一三共 エーザイ 参天製薬 等	三菱商事 三井物産 伊藤忠商 住友商事 丸紅 双日 兼松(予定) 等	JX HLD (予定)	日本たば こ アサヒ G HD(予定) サントリー 食品(予定) 日本ハム	HOYA オリンパス (予定) ノーリツ鋼 機	KDDI ソフトバ ンク HD LINE ネクソン等
時価総額の割合	60%	52%	44%	43%	37%	36%

企業数では 100 社程度とは言え、時価総額に占める割合が高い業種では 3 割から 6 割にもなっています。遠くない将来には IFRS が標準となる日が来る可能性が高いといえるでしょう。

その一方で、IFRS 適用企業が存在しない業種が 11 業種あります。水産農林業、鉱業、建設業、繊維製品、パルプ紙、電気ガス業、海運業、空運業、銀行業、保険業などです。このように IFRS 適用会社の業種が偏在していることが大きな特徴です。

(IFRS とは)

IFRS とは、International Financial Reporting Standards のことで、正しくは「国際財務報告基準」と言います。IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会) が設定している会計基準です。

(具体的な内容)

IFRS、国際財務報告基準と言っても、具体的には以下のように多くの基準から構成されています。

- ① 概念フレームワーク: (a) 財務報告の目的、(b) 有用な財務情報の質的特性、(c) 財務諸表を構成する要素の定義、認識及び測定、(d) 資本及び資本維持の概念といった財務諸表作成表示の基礎となる概念を記述しています。
- ② 13 の IFRS (国際財務報告基準): IASB が設定した基準で、第 1 号から 13 号までの基準からなる。
- ③ 28 の IAS (国際会計基準): IASB の前身である IASC (International Accounting Standards Committee: 国際会計基準委員会) が作成した基準を IAS (International Accounting Standards: 国際会計基準) といい、第 1 号から 41 号までであるが、現在も有効なのはそのうち 28 の基準。

(IFRS 導入の方法)

IFRS 導入に向けた取り組みは国によって異なっています。取り組み方法を区分すると以下の 2 つの方法があります。

- ① 「アドプション」: IFRS を自国の基準として採用する方法。
⇒ 欧州連合 (EU) が EU 域内上場企業の連結財務諸表に IFRS の適用を義務付け、域外上場企業にも「IFRS 又はこれと同等の会計基準」の適用を義務付けたことから、IFRS を自国の基準として採用する「アドプション」を表明する国が増加しました。世界的にみると「アドプション」ないしは「フル・コンバージェンス」への流れが加速しています。
- ② 「コンバージェンス」: 自国基準を保持しながら、自国基準と IFRS との差異を縮小することによって IFRS と同様な会計基準を採用しようとする方法で、米国、日本が採用しています。
タイもこちらの方法で対応中で、自国基準のコンバージェンスが完全には完了していない状況となっています。
米国では、5~7 年かけて米国基準に IFRS を組込む方法が公表されましたが、SEC の政策決定が行われていません。
日本では、連単分離で IFRS の影響を受けないようにする中小企業等への配慮をしつつ、日本の会計基準のあり方を踏まえたコンバージェンスを行い、任意適用の積上げを図り、IFRS 適用のあり方については、その目的や日本の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最適な対応を検討すべきという趣旨の論点整理が企業会計審議会から 2012 年 7 月に公表され、現在は任意適用の積み上げを図っているところです。将来のある時点で強制適用が宣言される可能性もありますが、その場合でも 5 年から 7 年の準備期間を設ける方法が考えられます。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING CO., LTD.

立ち上げ、会計、税務から各種調査・相談まで、タイに進出する現地法人の業務を強力に支援いたします。

1. 会社立ち上げ、2. 開業後の管理支援、3. 記帳、4. 申告書作成支援・チェック

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th



日本国公認会計士 金澤 厚



第56回 タイ国 ビジネス事例 アトランダム ④ IFRS ②

2017年はどういう年になりそうでしょうか。タイの景気の先行きについては2016年後半以降上向くととの景気動向調査の結果もあります。しかし、タイにはいくつかのリスク要因が想定されています。

こういった懸念に対し、この度タイ政府は EEC (Eastern Economic Corridor、**東部経済回廊**) 構想をぶち上げ、チェンマイ、チェンブリー、ラヨーンの一部 3 県に高度なインフラ設備を備えた経済特区や工業団地を整備する方針を示しました。この構想のもと、①ウタパオ空港の整備、②レムチャバン港の拡張、③3 空港(ドンムアン-スワンナプーム-ウタパオ)をつなぐ高速鉄道の整備、④バイオ関連、次世代自動車、電気・電子部品、産業用ロボット、航空関連、医療機器等ターゲット産業の誘致、⑤周辺住宅地の環境整備を優先的に進めるようです。タイの力強い成長を期待したいと思います。

(IFRS 導入のメリット)

引き続き IFRS についてご説明します。IFRS(「国際会計基準」)の導入については以下のようなメリット、ないし IFRS 任意適用を決定した理由が挙げられています。以下、金融庁が 2015 年 4 月に公表した「IFRS 適用レポート」をもとに、IFRS 任意適用企業からのアンケートの回答をもとにご紹介します。

- ① 経営管理への寄与、比較可能性の向上:海外子会社が多く、共通の「モノサシ」により業績の測定を行いたい、評価を公正に行いたい、また同一の会計基準によっていることから連結財務諸表を容易に作成し、事業上の課題を早期に発見し、財務の透明性、ガバナンスの向上を期待できる。更に、会計基準の変更にとどまらず、IFRS 導入プロジェクトは、経営管理の高度化、強化を図るプロジェクトとなったという積極的な意見もあります。
例えば、現地子会社の事業について具体的かつ詳細なヒアリングを行った結果、事業内容や取引内容について理解が深まり、結果として子会社に対するモニタリングの質が高まり、管理体制の強化につながったという事例もあり参考になります。
- ② 海外投資家への説明の容易さ:IFRS 移行により財務諸表の数値を使いそのまま海外投資家に説明が出来るようになったこと、世界各地の競合相手との比較や同業他社との比較のうえで IFRS 導入により比較可能性が高まったとのこと。
- ③ 業績の適切な反映:収益認識やのれんの会計処理については IFRS の方が業績を適切に反映出来るといった意見があります。特に M&A を積極的に行っている企業においてはのれんを初年度から償却することに違和感を感じていたという声もあります。(ただ、のれんをめぐる会計処理については過去変遷があり、現在は IFRS では非償却+減損のみアプローチということになっていますが、償却+減損アプローチへと見直しの動きもあり、ご留意が必要です。)
- ④ 資金調達の円滑化:海外市場での資金調達が容易になるという声が多いです。更に、シンガポール、香港、韓国などでの上場も可能となったという声もあります。

(IFRS 導入への課題と対処方法)

IFRS 導入については上記のようなメリットが期待できる一方、以下のような課題もあります。

- ⑤ 法人税申告書や民商法上の単体財務諸表では IFRS が認められていないため、負担の増加が懸念されます。
⇒これに対しては、規模が比較的小さく、単一事業である場合には会計処理の変更項目が少なく、連結仕訳上特定項目のみ調整するだけで対応可能であり、大規模なシステム改修が不要なケー

スもありました。短期間に対応が出来たようです。

一方、大規模企業の場合には、グローバルで統一されたシステムを導入したというケースもあり、この場合、各地域の経理業務を統括する経理業務統括会社を設立し、上流から下流まで一貫して経理業務を統括する仕組みを構築しました。

- ⑥ 特定の会計基準への対応:⇒IFRS 導入に際し、課題となった会計基準は以下の通りです。
- 1) 有形固定資産 (IAS 第 16 号): 論点としては、減価償却方法の選択、耐用年数の見積りなどがあります。
減価償却方法の選択について、IFRS 上の論点についてはまず単体決算で取り込む方法があります(定率法を定額法に変更するなど)。税務上の対応を優先する場合、単体上定率法が残ると二重管理が必要となり、遡及適用に相当の工数を要した事例があります。
耐用年数については、会計上と税務上と二重の耐用年数を持つようにシステム対応したというケースが多いです。
 - 2) 収益認識 (IAS 第 11 号、第 18 号): 論点としては、収益認識の時期(出荷基準、着荷基準、検収基準)、売上高の純額表示、複数要素取引の分解などがあります。
収益認識基準としては、場合によっては着荷基準、納入予定日基準でも認められたケースもあります。実態分析により問題ないことが確認できればいいようです。
 - 3) 無形資産 (IAS 第 38 号): 論点として、社内開発費の資産化があります。資産計上の要件を明確にし、具体的にどういった場合に資産計上するのか確認することが重要です。ただ、実際には資産計上できるケースは少ないようです。
 - 4) 資産の減損 (IAS 第 36 号): 資金生成単位をどう決めるかが論点となります。毎年減損テストを実施する必要があり、導入時に減損テストの実施方法を詳細に詰めておく必要があります。
 - 5) 金融商品の認識、測定 (IAS 第 39 号、IFRS 第 3 号): 非上場株式の公正価値測定が論点となり、この点、必要なデータの収集や計算方法を具体的詳細にルール化することが必要です。
 - 6) 報告日の統一 (IAS28 号、IFRS 第 10 号): 子会社の決算日の変更にはトップダウンの意思決定と余裕をもったスケジュールで対応していくことが必要となります。
- ⑦ 人的リソースの逼迫: この点、IFRS 導入は経理部門のみならず全社プロジェクトとして取り組んでもらうことや、会計方針やマニュアルの説明は海外のグループ会社も含めて行います。
- ⑧ 国内事業部門からは費用対効果への懸念、IFRS と日本基準による業績の二重管理への負担の懸念が挙げられました。
⇒IFRS 適用に際して導入又は更新が必要なシステムは、主に連結システム、固定資産システムでした。他に、販売システム、開示システム、購買システムが挙げられました。
最低限のシステム対応を行う場合でも、連結仕訳上の対応、固定資産の減価償却への対応を行い、日本基準(ないし現地基準)と IFRS との二重の帳簿データを保持するための対応のみを行ったケースが多いです。
- ⑨ 外部コンサルティング会社や監査法人などの導入費用が高すぎる: ⇒実際問題として、会計処理方針の未確定部分を少なくするなど最低限の依頼をすることは必要ではないでしょうか。しかし、役割を明確にして依頼すること、企業が主体的にプロジェクトを動かしていくことが重要で、これにより費用の高騰を抑えることが可能となるのではないのでしょうか。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

立ち上げ、会計、税務から各種調査・相談まで、タイに進出する現地法人の業務を強力に支援いたします。

1.会社立ち上げ、2.開業後の管理支援、3.記帳、4.申告書作成支援・チェック

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th



日本国公認会計士 金澤 厚



第57回 タイ国 ビジネス事例 アトランダム ⑫ IFRS ③

IFRS についてご紹介しています。

今回は、日本の親会社が IFRS を導入する場合の概要、子会社が対応すべき事項等についてご紹介いたします。

(IFRS 導入プロジェクト)

IFRS 導入プロジェクトは、単に経理部門だけではなく、広範囲にわたる関係部署の関与を必要とする全社プロジェクトであると言われる。つまり、IFRS に基づく連結財務諸表を適切に作成するためには、企業は IFRS に基づくグループ経理規定の策定、関係する業務プロセス(購買、販売等)の変更が求められることがあること、これによって IT システムの改修や新規導入の検討、管理会計制度や内部統制報告制度の見直しが必要となることもあり、その影響が広範囲に及ぶからです。

この成功には、入念な計画策定、IFRS 全体の知見、プロジェクト全体をコントロールするリーダーシップなど多くの要素が求められます。

(IFRS 導入までのスケジュール)

IFRS 導入までの大まかなスケジュールは、例えば以下となります。

項番	分類	項目	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1	適用					IFRS 移行日	IFRS 期首	IFRS 報告日
2	連結財務諸表	日本基準				日本基準比較年度	日本基準並行開示	
3		IFRS基準				IFRS比較年度	IFRS適用初年度	
4	フェーズ	計画フェーズ	影響度調査	移行プロセスの設計・計画				
5		導入フェーズ		会計、税務、業務プロセス、ITシステムの詳細調査				
6				グループアカウンティングポリシー作成				
7				グループ統一勘定科目体系作成、連結PKG雛形作成				
8	運用(改善)フェーズ					IFRS導入結果の評価、改善事項のフォローアップ		

2021年12月期に向けてIFRSベースで連結財務諸表を作成し、提出するスケジュールを考えてみます。IFRSベースで2期間並べて開示する為、IFRS移行日は2019年度末(=2020年度期首)となります。

2期間の比較開示が必要なこと、IFRSベース連結財務諸表を最初に開示するまでは日本基準の連結財務諸表も併せて準備する必要があることから事務作業が膨大となる点、留意が必要です。

仮に、現時点(2017年3月末)から計画フェーズをスタートしたとしても、計画フェーズに1年間、導入フェーズに2018年及び2019年の2年間は最低必要と考えられます。準備作業に必要な期間は、企業

規模、グループ会社の数、システムの新規導入を伴うかどうかなど企業の置かれている状況により異なりますが、一般的に少なくとも3年間は必要と言われています。

まず、計画フェーズについてご説明します。

(計画フェーズ)

① 影響度調査(イニシャルアセスメント)

IFRS を導入した場合の影響の概要を把握するための初度の調査をイニシャルアセスメントと言っています。この目的は、

- i) IFRS 導入が財務報告(会計処理、財務諸表の開示方法等)に与える影響を調査すること、
 - ii) 業務プロセスや IT システム等財務報告以外の領域に与える影響を調査すること、
- により、IFRS 導入プラン策定に向け必要な情報を入手することです。

また、イニシャルアセスメントでの留意事項は以下の通りです。

iii) 対象範囲: IFRS 上関連する全項目を対象とするか、会社のビジネス・業務プロセス・IT システムなどに重要な影響を及ぼす項目に限定するか決める必要があります。子会社についても、金額的、質的重要性を考慮して対象範囲を絞って実施することも考えられます。

iv) 財務報告体制の現状を把握すること: 親会社の財務報告体制ばかりでなく、子会社についても現状把握が重要となります。例えば、子会社について以下の事項があります。

- ・連結グループ各社が適用する GAAP(会計基準)、会計方針、財務報告制度の状況把握
- ・経理システム、連結システム、連結パッケージの概要把握
- ・管理会計と制度会計の関係を把握し、特に海外の子会社の場合、親会社との調整責任者がいるかどうかを確認すること等があります。

v) 主要な GAAP 差異の把握: IFRS の各基準書の要求事項への充足状況を網羅的に確認し、個々に差異を把握し、一覧表にまとめていきます。

vi) 税務、業務プロセス、及び IT システムへの影響把握: 税金への影響、IT システムの改修や新規導入が必要となるかどうかを確認することが目的となります。

vii) 結果総括: 当該アセスメントの結果総括は一覧表にまとめることにより、IFRS 導入プランの策定の指針となり、導入フェーズの作業のチェックリストとしても使われる非常に重要な資料となります。

② 移行プロセスの設計・計画—IFRS 導入プラン策定

IFRS 導入プラン策定では、IFRS への移行時期を決めることが重要となります。IFRS が任意適用となっている間は、導入に無理のない時期を設定することが可能です。

上記のサンプルのように、フェーズとタスクを明示した全体スケジュール表を準備するだけでなく、グループ会社に展開する場合のスケジュール表、IT システム導入/改修に関するスケジュール表なども準備する必要があります。このうち、グループ会社への展開に当たっては、各会社の規模、人員数、上場/非上場の別などの他、現地の法制、税制なども考慮する必要があります。重要な会社は個別にヒアリングを行い、スケジュール表も会社ごとに作成することも検討します。

IT システムに関しては、既存のシステムで対応できれば問題ないですが、システムの改修や新規導入が必要な場合、本番前にリハーサル期間を設けた計画を策定することが有用です。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

立ち上げ、会計、税務から各種調査・相談まで、タイに進出する現地法人の業務を強力に支援いたします。

1.会社立ち上げ、2.開業後の管理支援、3.記帳、4.申告書作成支援・チェック

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th



日本国公認会計士 金澤 厚



第58回 タイ国 ビジネス事例 アランダム ⑬ IFRS ④

IFRS についてご紹介しています。

今回は、連結財務諸表を作成する体制についてご紹介します。

(連結財務諸表の作成)

連結財務諸表は、親会社の財務諸表に子会社の財務諸表を合算して、親子間の取引を相殺消去して、親会社を頂点とする企業グループ全体の財政状態、経営成績を表示する決算書です。したがって、親会社と子会社の財務諸表作成に当たって採用される会計方針が統一されていないと、合算された財務諸表が意味のあるものとはならないでしょう。

この点、IFRS では「類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一された会計方針」を用いることを規定しています。

更に、「企業グループの構成企業が、類似の状況下同様の取引及び事象に関し、連結財務諸表で採用している会計方針と異なる会計方針を採用している場合、その財務諸表に対して適正な修正を行う」ことを要求しています。従って、このような場合、親会社はこの子会社の財務諸表を組み換える必要があります。

(子会社財務諸表の IFRS への組み換え)

このような組み換えを行う方法として、以下の方法があります。

① 親会社管理方式(トップダウン・アプローチ)

連結財務諸表作成時、親会社が組み換え、修正を行う方法です。この方法は、子会社が作成した財務諸表に対して親会社の連結担当部署が連結会計方針ベースの組み換え作業を行う方法です。この場合、親会社は適切な組み換えを行うため、当該子会社が採用する会計方針と IFRS ベースの連結会計方針との差異を網羅的に把握することが必要です。また、実際に組み換えを行うに際しては、必要な情報を網羅的に入手し、時間が限られるなか適切に組み換えを行う必要があります。これは親会社にとっての負荷は非常に大きいです。一方、子会社にとっては、これまで通りの会計方針で財務諸表を作成し、求められる情報を提供することで足りるので、対応負荷の増加は非常に限られます。

② 子会社分散方式(ボトムアップ・アプローチ)

親会社が一括して面倒を見るトップダウンアプローチに対して、子会社自身がある程度連結財務諸表作成作業を負担する方法としてボトムアップ・アプローチがあります。各子会社においては、自社の会計方針と IFRS ベースの連結会計方針との差異を適切に把握することが必要です。このため、子会社の経理部門の強化が求められ、経理担当者に対する教育が重要な課題となります。この方法によれば、親会社では組み換え作業を行わないとしても、子会社の組み換え作業の結果を確認するチェック作業が必要となります。

子会社がどこまで行うかにより以下の方法が考えられます。

i) 子会社が仕訳記帳時に組み換えを行う方法 ⇒ この方法によれば、子会社自身が IFRS ベースの連結会計方針に基づく会計元帳を作成することによって、起票から財務諸表の作成まで一貫した会計方針に基づき行うことが出来るようになります。

メリットとしては、タイムリーに IFRS ベースの会計情報を得ることが出来ること、決算作業を分散することで親会社の負荷を軽減し、決算早期化に寄与できることがあります。

一方、デメリットとしては、子会社所在地国の現地の会計基準が IFRS に準拠していない場合、現地基準と IFRS ベースの会計元帳を作成する IT システムを各子会社で構築することになり、多額の資金が必要となることが挙げられます。

ii) 子会社が決算時に組み換えを行う方法 ⇒ この方法では、会計元帳の記帳は現地基準で行い、期末に連結会計方針への組み換えを行うことにより、IFRS ベースの財務諸表を作成します。

メリットは、会計システムの改修等に要するコストを抑えることが出来る点です。

デメリットは、現地基準から連結会計方針への組み換えを、期末(ないし四半期末)にまとめて行う為、決算時の負荷が増加すること、IFRS による月次決算管理を行うことが出来ない点を挙げることができます。

iii) 子会社が連結パッケージにおいて組み換えを行う方法 ⇒ この方法では、子会社は IFRS ベースの会計元帳、財務諸表を作成せず、連結パッケージのフォーマットの中で連結会計方針への組み換え処理を行います。

メリットは、親会社の連結財務諸表にとって必要な情報のみを作成すれば足りるため、子会社の負荷は軽減されます。

デメリットとしては、連結パッケージという限定的なフォーマットでしか IFRS ベースの情報が作成されないため、IFRS ベースのグループ企業の管理や業績評価などへの活用は期待することが出来ないでしょう。

どの方法を採用するかは、当該子会社の規模、金額的質的重要度、経理部員の IFRS への理解度や習熟度、経理スキル、財務報告に関する現状のモニタリング状況などを考慮して決めることになります。更に、海外の子会社である場合は、当該国での IFRS の導入状況、当該国の会計基準ないしローカル IFRS の内容を把握し、GAAP 差異の把握が必要となります。

ただ、弊社のクライアントさまの事例で申し上げますが、親会社が子会社の決算を締めているケースでは、親会社の負担は想像以上に大きいように感じています。特に、その子会社が海外の子会社の場合、通貨の違い、財務数値の基礎資料の入手という初歩的な段階からして、親会社の担当者が慣れるまでに時間を要することが想定されます。加えて税法の違いによる実務の違いもあり、漏れなく適切な処理を行うことが難しいように思います。

グループ企業全体として経理スキルの向上を図ること、決算処理の早期化という観点からは、分散方式が望ましいと言えるでしょう。

(IFRS 連結パッケージ及び記載マニュアルの作成)

連結パッケージとは、連結財務諸表作成を作成するために必要な連結修正仕訳(相殺消去仕訳)を起票するための情報、注記を作成するために必要な情報、GAAP 差異調整に必要な情報を提供するための多数の集計シートをいいます。親会社が求める情報を正確かつ網羅的に入手するためには、連結パッケージの記載マニュアルを作成し、何が必要な情報なのかを明確にすることが非常に重要です。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

立ち上げ、会計、税務から各種調査・相談まで、タイに進出する現地法人の業務を強力に支援いたします。

1.会社立ち上げ、2.開業後の管理支援、3.記帳、4.申告書作成支援・チェック

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th